

東広島市週休2日適用工事等実施要領（営繕工事）

令和7年1月1日制定

令和7年12月1日一部改正

1 趣旨

この要領は、東広島市が発注する営繕工事において、持続可能な建設産業に向けた労働環境の改善を目的とする「週休2日適用工事」等の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

ア 月単位の週休2日とは、対象期間において、全ての月で4週8休以上の現場閉鎖（現場休息を行ったと認められる状況をいう。

イ 通期の週休2日とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休2日交替制とは、対象期間において、全ての月で技術者及び技能労働者が交代しながら4週8休以上の休日を確保したと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日（完成通知書の提出見込日から後片付け期間を除いた日）までの期間をいう。

なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 休日

週休2日交替制適用工事において、各技術者・技能労働者が1日を通して現場作業に従事していない状態をいう。

(6) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数の割合

(7) 休日率

対象期間内の技術者・技能労働者の休日日数の割合。なお、算定の対象となる技術者・技能労働者は、一時的（2週間未満）に従事した者を除く。

(8) 4週8休以上

ア 月単位の4週8休以上とは、対象期間の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。

なお、現場閉所（現場休息）日を原則として土曜日・日曜日としない場合においては、上記の「土曜日・日曜日」を受発注者間の協議により変更できるものとする。

イ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含める。

また、上記イにおける現場休息率の算定において、現場休息日数には現場閉所日数を含み、休日率の算定においては、休日の日数に現場閉所及び現場休息の日数を含む。

3 発注方式

(1) 発注者指定型

発注者が週休2日に取り組むことを指定する方式とする。

4 対象工事

次に該当する工事を対象とする。ただし、災害時等の緊急対応工事は除く。

なお、対象期間が著しく短い工事等は、対象外とすることができる。

(1) 週休2日適用工事

原則として、発注者指定型で実施する。

(2) 週休2日交替制適用工事

「週休2日適用工事」での発注が困難な工事を、「週休2日交替制適用工事（発注者指定型）」で実施する。

5 積算方法等

(1) 補正方法等

週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事において、対象期間中の現場閉所（現場休息）の状況に応じた以下の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正する。

なお、週休2日交替制適用工事においては、対象期間において現場に従事したすべての技術者・技能労働者の休日率の平均（小数第2位を切捨て）に応じた補正係数により補正する。

ア 複合単価

- | | |
|------------------------------------|------|
| ① 月単位の週休2日適用工事（4週8休以上） | 1.04 |
| ② 通期の週休2日適用工事及び週休2日交替制適用工事（4週8休以上） | 1.02 |

イ 市場単価等

市場単価等は、表1から表3の補正率を用いた以下の式により補正する。なお、単価、価格等に

については、広島県営繕積算資料による。

【新営工事の場合】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【全館無人改修の場合（基準単価の算定）】

- ・市場単価 × 新営補正率
- ・補正市場単価 × 新営補正率

【執務並行改修の場合（基準補正単価の算定）】

- ・市場単価 × 改修補正率
- ・補正市場単価 × 改修補正率

(2) 積算及び変更方法

週休2日適用工事については、月単位の4週8休以上を前提に(1)ア①及びイにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、月単位の4週8休に満たない場合は補正係数を1.02に変更し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

週休2日交替制適用工事については、通期の4週8休以上を前提に(1)ア②及びイにより労務費を補正し工事費を積算して予定価格を作成する。

休日の達成状況を確認し、通期の4週8休に満たない場合は補正係数を除し、請負代金額のうち労務費補正分を減額変更する。

6 対象工事である旨等の明示

対象工事である旨等の明示は、特記仕様書への記載により行うものとする。

7 現場閉所（現場休息）の確認方法等

(1) 現場閉所（現場休息）の確認方法

① 工事着手前

(ア) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、月単位の週休2日又は通期の週休2日が確保されていることを確認する。

(イ) 「対象期間」の設定として、工事着手日及び必要に応じて工場製作のみを実施した期間などの対象外とする期間を受注者と協議により決定する。

(ウ) 分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場閉所（現場休息）の予定日を調整したうえで、その予定日を記載した「実施工程表」等を作成し、監督職員に提出する。

② 工事着手後

(ア) 監督職員は、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所（現場休息）の予定日を記載した「実施工程表」等を受注者より受領し、現場閉所（現場休息）の状況を確認する。なお、「実施工程表」等の修正に当たっては、受注者間で調整を行う。

(イ) 監督職員は、受注者が作成する現場閉所（現場休息）の日が記載された「実施工程表」等により、定期的に対象期間内の現場閉所（現場休息）の日数を確認する。

(ウ) 受注者は、監督職員による現場閉所（現場休息）の状況の確認のため「実施工程表」等に現場閉所（現場休息）の日を記載し、監督職員に提出する。

③ その他留意事項

(ア) 現場閉所（現場休息）の状況の確認に当たっては、新たな書類作成等により事務負担が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

(イ) 監督職員は、現場閉所（現場休息）の前日などに、現場閉所（現場休息）の日に作業が発生するような指示等を行わないように配慮する。

(ウ) 監督職員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離で発注した工事を含む。）の調整を適切に実施する。

(エ) 工事一時中止を行う場合など対象外とする期間を変更する必要がある場合は、その都度、

監督職員は受注者と協議する。

(オ) 監督職員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場休息の日となる場合の体制について必要な調整を行う。

(2) 週休2日適用工事の見える化

施設管理者の承諾を前提に週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事である旨を仮囲い等に明示する。

(3) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、全体の工期に遅延が生じないように、設備工事等の後工程の適正な施工期間や設備の総合試運転調整等に必要な期間を確保するなど適正な工期を設定する。

特に新営工事については、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」等を参考活用する。

(4) 工事成績評定

工事成績評定の「工程管理」及び「創意工夫」で評価するものとする。

なお、当初請負対象設計金額7千万円以上において、受注者の責により、月単位の週休2日又は通期に取組む姿勢が見られなかった場合は、必要に応じ、工事成績評定の「法令遵守等」で減ずるものとする。

(5) 元請下請の取引の適正化

週休2日適用工事又は週休2日交替制適用工事の実施にあたり、工期や契約金額等について下請業者へのしわ寄せが生じることのないよう、疑わしい事案が発生した場合は、所管部署に対して対象工事の情報を提供する等の連携を密に行うものとする。

- (1) 本要領において週休2日交替制適用工事を適用する際は、用語の定義(1)～(7)を除き、「現場閉所(現場休息)」は「休日」と読み替える。
- (2) 週休2日又は週休2日交替制を理由とする工期延長は認めない。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則 (令和7年12月1日)

この要領は、令和8年1月1日から施行する。

表1 建築工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日適用工事		通期の週休2日適用工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
仮設工事		1.03	1.03	1.01	1.01
土工事		1.02	1.02	1.01	1.01
地業工事		1.02	1.02	1.01	1.01
鉄筋工事		1.03	1.03	1.01	1.01
コンクリート工事		1.03	1.03	1.01	1.01
型枠工事		1.03	1.03	1.01	1.01
鉄骨工事		1.03	1.03	1.02	1.02
既製コンクリート		1.02	1.02	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.03	1.16	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
石工事		1.02	1.02	1.01	1.01
タイル工事		1.02	1.02	1.01	1.01
木工事		1.02	1.02	1.01	1.01
屋根及びとい		1.02	1.02	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.02	1.10	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.03	1.03	1.01	1.01
左官工事 （仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.02	1.11	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.03	1.18	1.02	1.16
建具	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.03	1.17	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.03	1.14	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.02	1.09	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.03	1.03	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.02	1.02	1.01	1.01
ユニットその他		1.01	1.01	1.01	1.01
排水工事		1.02	1.02	1.01	1.01
舗装工事		1.01	1.01	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化		1.02	1.02	1.01	1.01
とりこわし		—	1.04	—	1.02

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正率を示す。

表2 電気設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日適用工事		通期の週休2日適用工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
配管工事	線管、2種金属線び及び同ボックス	1.03	1.21	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.02	1.17	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20	1.01	1.18
	プルボックス	1.02	1.15	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17	1.01	1.15
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19	1.01	1.17
接地工事	接地極工事) 銅板式、銅被覆棒、接地極埋設票(金属製)	1.02	1.02	1.01	1.01

表3 機械設備工事の補正率

工種	摘要	月単位の週休2日適用工事		通期の週休2日適用工事	
		新営 補正率	改修 補正率	新営 補正率	改修 補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト設備	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22
衛生器具設備(ユニットを除く)	取付手間のみ	1.04	1.24	1.02	1.22